社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用基準)

- 第2条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。
 - (1) 岐阜市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
 - (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、 又は与えるおそれがあるとき。
 - (5) その他本会会長(以下「会長」という。)が使用について適当でないと認めるとき。

(使用申請等)

- 第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用の7日前までに使用承認申請書(第1号様式)を本会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 岐阜市社会福祉協議会支部が広報の目的で使用するとき。
 - (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
 - (3)報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - (4) その他会長が適当と認めるとき。

(使用承認等)

- 第4条 会長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に使用(変更)承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。この場合において、会長は、使用条件を付することができる。
- 2 会長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に使用(変更)不承 認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(使用承認期間等)

- 第5条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以降の最初の3月31日までを限度とする。
- 2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守 しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、会長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5)『岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」』と表記を付すこと(別記「使用例」参照)。
- (6) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)は、完成後、速やかに本会に提出すること、ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (7) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

- 第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、変更後の使用の日の7日前までに使用 承認変更申請書(第4号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の規定により使用承認変更申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用(変更)承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。
- 3 会長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用(変更)不承認 通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

- 第9条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消す ことができる。
 - (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2)申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不適当と認めるとき。
- 2 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に使用承認取消書(第5号様式)により通知するものとする。

(責任の制限)

- 第10条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、本会はその責めを負わない。
- 2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、本会は、 損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第11条 その他、この要綱に定めのない事項は、使用者と本会が協議して決定する。

附則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

使用例



岐阜市社会福祉協議会 マスコットキャラクター「なごみん」